

香教組署名914筆提出！

教職員の賃金の改善や多忙化解消等を要求

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

香教組は、2月28日「賃金改善や多忙化解消のための要求署名」（香教組署名）914筆を県教委に提出し、要求内容を具体的に伝えました。



署名を手交する石川委員長（左）
右は東条義務委教育課課長補佐

要求項目

1 教職員として安心して暮らすことができる給与を保障するとともに、すべての教職員の待遇改善をはかってください。

○ 日本の教師の1週間当たりの勤務時間はOECDの調査では世界で一番長い。文科省の資料では、1月の時間外勤務時間が過労死ラインの80時間を超える教員が小学校14・2%、中学校36・6%で長時間勤務は依然として解消されていない。そんな中で、教職員は公教育に労力を注いでいる。60歳を超えると、給与が

7割以下にさがる。安心して働ける給与保障する、待遇改善、多忙化解消を強く要求する。また、講師に1級給料表でなく、2級給料表を適用すること。

2 1年単位の変形労働時間制の導入を強制しないでください。

○ 今、いろいろな職種の人が学校で働いている。職員みんな子どもたちを温かい心で育てられるようにしている。そんな中に、分断を持ち込む1年単位の変形労働時間制は導入しないでほしい。

3 少人数学級をさらに充実・発展させてください。

○ 香川県は国より早く小学校で35人学級が実現している。しかし、小学校の1年生には手がかかる。日本の1学級の児童生徒数はOECD平均よりはるかに多い。教職員の仕事も大変である。1学級の人数を35人でなく20人に向けて進めてほしい。

4 働き方改革プランを着実にすすめる、長時間勤務・多忙化を解消するため、教職員を増やすなど具体的な措置をとってください。

○ 2月22日の四国新聞で、新年度予算に関わって、県教委の教員支援策が報道された。ありがたいと思うが、現場の困難さは、子ども数に対して教職員数が少ないことが1番の問題だと思う。子どもとふれ合う教員をとにかく増や

すことが1番の教育改革、長時間勤務・多忙化解消になる。国に向けて、県議会に向けて強く訴えてほしい。

5 特別支援学校及び特別支援学級の条件整備を具体的にすすめてください。

○ 特別支援学級の児童数が増えている。授業が成り立たないなどの話を聞く。その子にあった授業や対応を考えなければならぬ。私は特別支援教育コーディネーターとして配置され、保護者の方としっかり話ができています。特別支援学級の生徒は8人が基準だ

が、ぜひ6人にするよう国に要望してもらいたい。小豆島にみんなの特別支援学校ができた。特別支援教育は大事な教育であり、学校や環境の整備を進めてもらいたい。

県教委から

日頃より、教職員の学校現場での勤務条件改善に向けての活動に取り組んでいることに敬意を表したい。914筆というたくさんの方々の声を受けて、教育行政に携わるものとして、その責任を重く受け止めている。

香教組は県の施策を前向きに評価した上で、さらにこうしてほしいという要望を出している。聞いていると胸が熱くなり、頑張りたいと思うし、要望の部分をどうにか生かしていきたいと思っている。今日の皆さんの署名を国への要望や予算当局への要求に活用していきたい。さらに良い勤務条件、学校現場の環境になるよう、努めていきたい。

署名へのご協力
感謝いたします

参加者の感想紹介

2月1日、2日に大阪府で開催された「全国青年教職員学習交流集会TANE!」の参加者の感想を紹介します。

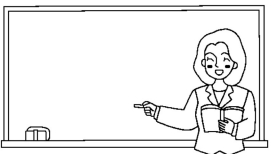
○ 分科会のレポートでは、肢体不自由・医療的ケアの子どもたちに寄り添う中で、日々成長し、変化する子どもを前に、同じ支援を繰り返してしまっているのは違うと感じ、試行錯誤され、教員の都合や常識をとっぱらって、子どもの喜びや学びを深められた事例から多くの気づきをいただきました。『包括的性教育』の講座では、紛争下では性被害が絶えないという事実、最年少は生後6か月の赤ちゃん、最年長は91歳のおばあさんと聞いて背筋が凍りました。身近な問題でも、加害をしないための教育が必要であるし、多様な性への理解を深めることで、教員の無知や態度が子どもの命と未来を奪うことがないようにしなければならぬと改めて感じました。

○ タネでの2日間を通して、小・中・高の様々な校種や分野の先生方と繋がることができて本当に良かったです。講座や講演会では、意見を交換したり、悩みや仕事のやりがいなどを話したりする時間があり、とても有意義な時間を過ごすことができました。懇親会では、各支部ごとに紹介があり、全国の先生方が大勢集まっていることを実感するとともに、お酒を交えながら、より親睦を深めることができました。2日間があつという間に感じ、来年も参加したいと思える楽しい時間でした。本当にありがとうございました。



支援学校支部が県教委と交渉

高教組と合同で 特別支援教育の充実と 勤務条件の改善を求める



、香教組支援学校支部は2月13日、高教組と合同で県教委高校教育課・特別支援教育課と交渉を行いました。重点要求を紹介します。

香教組はから2の②、3の①について現場の声を届けました。

1. 教育条件の整備について

① 特別支援学校設置基準の策定を受けて、既存校についても、その基準を満たすものにする。満たせない場合は早急に改善すること。

② 知的特別支援学校の過大・過密化の解消のために早急に新設校建設に着手すること。

③ 重度重複化および障害の多様化の実態に応じて教職員の適切な配置を行うこと。

④ スクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。また、スクールカウンセラーの来校日

を増やすこと。

⑧ 校務支援システムの導入については、特別支援学校の実情に合うもののみしながら、職務の負担軽減になるものについて、各校で共有したり、共通化を進めたりすること。

⑨ 高等学校における「通級による指導」導入への対応や、「特別な教育的ニーズ」をもった生徒への教育が行えるよう教職員の加配、設備の充実などの条件整備を進めること。

⑫ 安全安心を第一に考えた教育内容・教育条件が損なわれないよう、教育予算を確保すること。

2. 教育環境について

① 香川東部支援学校において、必要な教室数や施設を確保し、学習環境を整備すること。運動場について、児童生徒が安全に体育や部活動ができるよう改善すること。

② 聴覚支援学校において、常に空調設備を有効に活用し、健康に学習しやすい環境にすること。また、寄宿舎においても同様に健康で生活しやすい環境を整えること。さらに、寄宿舎指導員にも、1人1台タブレットを配布し、コミュニケーションツールとしてWi-Fiも利用した環境を整備すること。

③ 香川中部支援学校の児童・生徒を適正な規模にすること。その上で、安全安心な学校生活を送れるよう、施設・設備を整えること。新校舎の計画については、現場の教職員の声を十分に反映させたものにする。こと。

④ 香川丸亀支援学校の校舎増築後も改善されなかった特別教室

不足などについて、引き続き施設・設備の整備や充実を進めること。

⑤ 普通寺支援学校において、常に正常な稼働ができるよう、空調設備を整えること。また、給食について、献立と実際に提供される食事の内容にできるだけ乖離が少なくなるようにすること。

⑥ 香川西部支援学校の児童生徒数増、教育課程の変更に対応し、必要な特別教室や必要な広さを満たした教室、クールダウンのための部屋、運動場を確保し、備品の充実を進めること。安全性向上のため、必要な広さの駐車場を確保すること。

⑦ ICTの活用が、各校の実情に応じて真に有効になされるよう、各校（寄宿舎も含めて）で条件整備（使いやすいデバイスの確保やWi-Fi環境整備）を行うこと。

3. 寄宿舎指導員の増員や勤務条件の改善を図り、寄宿舎教育を充実させること。

① 寄宿舎指導員については、必ず採用試験を実施し、新規採用により正規の人数を確保すること。

4. 特別支援学校における給食・舎食の安全安心を徹底し、食育を大切にすること。

① 給食および舎食の安全安心を徹底させること。給食業務の民営化により質の低下、安全性の低下とならぬよう、給食・舎食に子ども・父母・教職員の声を反映させること。

② 障害に応じた食事、多様化し

たアレルギー対応の食事への配慮や食育を充実させること。そのために、正規の栄養教諭を適正に配置すること。

5. 小豆島みんなの支援学校について

① 子ども・保護者・教職員のニーズに合った教育内容とすること。

② 教職員の配置については、希望を最大限尊重すること。島嶼部への異動の際は、本人に早めに内示すること。

③ 通送便の整備や、高松港での公用車の配置など、勤務条件を整えること。

6. 特別支援学校ではたらく教職員の勤務条件を改善すること。

① 多忙化を解消し教職員の健康を守るための具体策を講じること。年休が十分に取れない実態を把握し、各校で超過勤務を減らすよう管理職を指導すること。

② 労働基準法に定められる休憩時間が確実に取れるよう、さらに周知を強めるなどの具体策を講じること。

③ 特別支援学校教諭免許状のない初任者の研修は高等学校で行うこと。やむを得ず初任研を特別支援学校で行った場合は、中堅Iを高等学校で受けられるようにすること。

④ 歩行訓練士養成研修の研修受講料を県費負担に戻すこと。

⑤ 管理職について、専門性を重視した配置を行うこと。

⑥ 各校の職員の年齢構成を適正なものにすること。

たアレルギー対応の食事への配慮や食育を充実させること。そのために、正規の栄養教諭を適正に配置すること。

5. 小豆島みんなの支援学校について

① 子ども・保護者・教職員のニーズに合った教育内容とすること。

② 教職員の配置については、希望を最大限尊重すること。島嶼部への異動の際は、本人に早めに内示すること。

③ 通送便の整備や、高松港での公用車の配置など、勤務条件を整えること。

6. 特別支援学校ではたらく教職員の勤務条件を改善すること。

① 多忙化を解消し教職員の健康を守るための具体策を講じること。年休が十分に取れない実態を把握し、各校で超過勤務を減らすよう管理職を指導すること。

② 労働基準法に定められる休憩時間が確実に取れるよう、さらに周知を強めるなどの具体策を講じること。

③ 特別支援学校教諭免許状のない初任者の研修は高等学校で行うこと。やむを得ず初任研を特別支援学校で行った場合は、中堅Iを高等学校で受けられるようにすること。

④ 歩行訓練士養成研修の研修受講料を県費負担に戻すこと。

⑤ 管理職について、専門性を重視した配置を行うこと。

⑥ 各校の職員の年齢構成を適正なものにすること。

④ 産育休、病休、長期研修などの代替者や妊娠判明時の非常勤講師を空白なく確保すること。年度途中からの産育休取得者が事前にわかっている場合には、年度当初より「先読み加配」をすること。

⑤ 特別支援学校の免許を保有する教員を確保し、本人の希望に反する高等学校との人事交流は行わないこと。万一行う場合は本人の了解を得るための内示を行うこと。特別支援学校から高等学校への転出希望がある場合は希望に添えるよう配慮すること。

⑥ 特別支援学校教諭免許状のない初任者の研修は高等学校で行うこと。やむを得ず初任研を特別支援学校で行った場合は、中堅Iを高等学校で受けられるようにすること。

⑦ 歩行訓練士養成研修の研修受講料を県費負担に戻すこと。

⑧ 管理職について、専門性を重視した配置を行うこと。

⑨ 各校の職員の年齢構成を適正なものにすること。

総合共済

かんたん WEB申込はこちら！
毎月加入できます

月々 **600円**

退職時には **掛金相当額**が受け取れます！

全教共済 結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付

香川県教職員共済会では、全教共済を扱っています。総合共済をはじめ、いろいろな共済があります。定期的にパンフレットなどをお配りしています。関心を持たれた方はご連絡ください。

TEL 087-867-4797まで。

どうなるの？ 給特法改正

今、開かれている第217回国会では「公立の義務教育諸学校の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（給特法改正法案）が審議される。何と1971年の制定以来の大きな見直しである▼給特法の本来の趣旨は「緊急やむを得ない限定された4つの業務を除いて、教員には時間外勤務を命じてはならない」（限定4項目）というもの。しかし、それによって時間外勤務は生じないはずだと、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と、労働基準法第37条の残業代支給の適用を除外している▼勤務時間外にしていることは、教員の自主的・自発的業務とされ、教員の勤務の特殊性によって支給されている。

小黑板

今、開かれている第217回国会では「公立の義務教育諸学校の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（給特法改正法案）が審議される。何と1971年の制定以来の大きな見直しである▼給特法の本来の趣旨は「緊急やむを得ない限定された4つの業務を除いて、教員には時間外勤務を命じてはならない」（限定4項目）というもの。しかし、それによって時間外勤務は生じないはずだと、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と、労働基準法第37条の残業代支給の適用を除外している▼勤務時間外にしていることは、教員の自主的・自発的業務とされ、教員の勤務の特殊性によって支給されている。